

特等 一等 二、〇〇〇 二等 一、〇〇〇 三等 五〇〇 四等 三〇〇 五等 一八〇 六等 九〇 計 一、〇〇〇 抽せん期日 昭和二十六年五月十七日 増金の支拂開始期日 昭和二十六年五月十六日 印紙税 増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。 その他 この預金は、この預金の預入の際、その取扱者と無盡契約をしてゐる者に限り、預け入れることができる。	個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特等は、三組につき一本とし、一等のうちから定める。 増金 當せんの数 一等 三〇、〇〇〇 二等 一〇、〇〇〇 三等 五、〇〇〇 四等 三、〇〇〇 五等 一、〇〇〇 六等 五〇〇 計 一〇、〇〇〇 抽せん期日 昭和二十六年五月十七日 増金の支拂開始期日 昭和二十六年五月十六日 印紙税 増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。	三 取扱の時期 昭和二十六年三月一日から同年四月三十日まで。 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特賞は、十組につき一本とし、一等のうちから定める。 抽せん期日 昭和二十六年五月十二日 増金の支拂開始期日 昭和二十六年五月九日 印紙税 増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。	●大蔵省告示第二百十八号 割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、中国銀行第八回定期預金の細目等を次のように定める。 昭和二十六年二月二十七日 大臣 池田 勇人 一名 称 中国銀行第八回定期預金 二條 件 期限 一年 (イ) 契約期間 一口千円 (ロ) 預入金額 付けない。 (ハ) 利息 付けない。	●大蔵省告示第二百十九号 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第三項及び第四項の規定により、外國為替業務を営む營業所の新設及び廃止について、次のとおり許可及び届出の受理を行つた。 昭和二十六年二月二十七日 大臣 池田 勇人 一 營業所の新設の許可 <table> <tr> <th>銀行名</th><th>營業所名</th><th>所在地</th><th>業務開始期日</th><th>許可年月日</th></tr> <tr> <td>株式會社東京銀行</td><td>上野支店</td><td>東京都台東区上野北門町三番地</td><td>昭和二十六年二月十日</td><td>昭和二十六年二月十日</td></tr> <tr> <td>同</td><td>梅田支店</td><td>大阪府大阪市北区永楽町四十五番地</td><td>同</td><td>同</td></tr> </table> 二 營業所の廃止 <table> <tr> <th>銀行名</th><th>營業所名</th><th>所在地</th><th>廃止期日</th></tr> <tr> <td>株式會社東京銀行</td><td>米子支店</td><td>鳥取県米子市法勝寺町十三番地</td><td>昭和二十六年二月十日</td></tr> <tr> <td>同</td><td>長田支店</td><td>兵庫縣神戸市長田區駒ケ林町一丁目百一番地</td><td>同</td></tr> </table>	銀行名	營業所名	所在地	業務開始期日	許可年月日	株式會社東京銀行	上野支店	東京都台東区上野北門町三番地	昭和二十六年二月十日	昭和二十六年二月十日	同	梅田支店	大阪府大阪市北区永楽町四十五番地	同	同	銀行名	營業所名	所在地	廃止期日	株式會社東京銀行	米子支店	鳥取県米子市法勝寺町十三番地	昭和二十六年二月十日	同	長田支店	兵庫縣神戸市長田區駒ケ林町一丁目百一番地	同	●農林省告示第五十八号 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十三條第一項の指定種苗として次の植物を指定し、同法第十六條第一号の地域を次のように定め、昭和二十六年三月一日から適用する。 昭和二十六年二月二十七日 大臣 池田 勇人 一 馬鈴しよ 二 北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、群馬縣、長野縣、岡山縣、広島縣及び長崎縣を除く各都府縣の地域	●農林省告示第五十九号 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十五條第二項において準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、昭和二十六年農林省告示第五十八号をもつて同法第十三條第一項の指定種苗として指定した馬鈴しよの検査規程を次のように定める。 昭和二十六年二月二十七日 大臣 池田 勇人 種馬鈴しよ検査規程 (規程の適用) 第一條 種馬鈴しよの検査については、植物防疫法（以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号。以下「規則」という。）に規定するものの外、この規程の定めるところによる。 (検査の範囲) 第二條 検査は、法第十三條第一項の規定によるほ場における栽培中の検査（以下「ほ場検査」という。）並びに同條第二項の規定による使用予定種馬鈴しよ、植付予定ほ場及び生産された馬鈴しよ（以下「生産物」という。）の検査とする。 (対象有害植物) 第三條 法第十三條第三項の有害植物は、左の通りとする。 馬鈴しよバイラス、輪腐病菌、ちようい病菌、そくか病菌、黒あぶ病菌、疫病菌及び青枯病菌 (検査の申請) 第四條 規則第三十二條第一項の検査申請書は、別記様式によるものとすし、その提出期間は、左の通りとする。 <table> <tr> <th>作</th><th>毎</th><th>年</th><th>二</th><th>月</th><th>一</th><th>日</th><th>から</th><th>三</th><th>月</th><th>三</th><th>十</th><th>一</th><th>日</th><th>まで</th></tr> <tr> <td>秋</td><td>作</td><td>毎年七月一日から同月三十一日まで</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>春</td><td>作</td><td>毎年二月一日から三月三十一日まで</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 秋作用奉作 毎年二月一日から同月末日まで (標札の掲示) 第五條 規則第三十二條第二項において準用する規則第二十四條第二項に規定する標札は、種馬鈴しよの植付後直ちに検査を受ける各ほ場に掲げるものとする。 (検査の時期) 第六條 検査の時期は、左の通りとする。 - 一 使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査 植付前 - 二 ほ場検査 奉作 - 第一期 はう芽後植物体長五寸ごろ - 第二期 着らい期から開花期まで - 第三期 落花後二十日ごろまで - 秋作用奉作 - 第一期 はう芽後植物体長五寸ごろ - 第二期 着らい期から開花期まで - 第三期 落花後二十日ごろまで 秋作 - 第一期 はう芽後二十日ごろ - 第二期 はう芽後三十日ごろ - 三期 生産物検査 掘取期から選別期まで 2 前項の第一期のは場検査は、使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査に、第二期のは場検査は第一期のは場検査に、第三期のは場検査は第二期のは場検査に、生産物検査は第三期のは場検査に、秋作用奉作及び秋作の場合には第二期のは場検査に合格したものについて行う。 (検査の方法) 第七條 前條第一項第一号の使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場の検査は、検査申請書の審査をもつてこれにかえることができる。	作	毎	年	二	月	一	日	から	三	月	三	十	一	日	まで	秋	作	毎年七月一日から同月三十一日まで													春	作	毎年二月一日から三月三十一日まで												
銀行名	營業所名	所在地	業務開始期日	許可年月日																																																																										
株式會社東京銀行	上野支店	東京都台東区上野北門町三番地	昭和二十六年二月十日	昭和二十六年二月十日																																																																										
同	梅田支店	大阪府大阪市北区永楽町四十五番地	同	同																																																																										
銀行名	營業所名	所在地	廃止期日																																																																											
株式會社東京銀行	米子支店	鳥取県米子市法勝寺町十三番地	昭和二十六年二月十日																																																																											
同	長田支店	兵庫縣神戸市長田區駒ケ林町一丁目百一番地	同																																																																											
作	毎	年	二	月	一	日	から	三	月	三	十	一	日	まで																																																																
秋	作	毎年七月一日から同月三十一日まで																																																																												
春	作	毎年二月一日から三月三十一日まで																																																																												

